

議案第81号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(通知義務) 第16条第1項・第2項 略</p> <p>3 家畜共済(肉豚に係るものを除く。)に係る前項の通知は、獣医師の治療経過書、診断書又は検案書(法施行規則第16条第1項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(通知義務) 第16条第1項・第2項 略</p> <p>3 家畜共済_____に係る前項の通知は、獣医師の治療経過書、診断書又は検案書(第3条第2項第4号_____の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。<u>ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。))によるものを除く。</u>に係る通知については、この限りでない。</p> <p>4～7 略</p>